
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（堀部登志雄君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

はい、堀江港湾課長。

港湾課長（堀江 寛君） それでは、ご説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。平成16年4月28日提出、白老町長。

次のページになります。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、平成15年度白老町臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第3号）を次のとおり専決処分する。平成16年3月31日、白老町長。

平成15年度白老町臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第3号）。平成15年度白老町の臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ589,790千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

隣のページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでありますので、次、5ページをお開き願います。

第2表 地方債補正について、ご説明申し上げます。起債の目的、地域開発事業。補正前、限度額28,100千円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

補正後、限度額26,000千円。記載の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書について、ご説明いたします。歳出の方からご説明いたします。8ページをお開き願います。

2歳出、1款臨海部土地造成費1項1目臨海部土地造成費。補正前の額31,162千円。補正額は2,100千円の減額であります。主な要因といたしましては、9ページの17節公有財産購入費の減額であります。

これは、港湾関連施設用地が、当初予定した価格より安く購入できたことによるものであります。当初2,500円で予定していたのが2,316円。2,000円で予定していたのが1,865円。約7%単価が下がったことによる減額でございます。

購入面積につきましては、当初ご提案させていただきました11,455.66㎡、これに変更はございません。

役務費につきましては、起債の限度額に合わせた減額となります。

戻りまして、歳入のご説明をいたします。6ページとなります。

1歳入、5款町債1項1目地域開発事業債。補正前の額28,100千円、補正額2,100千円の減額です。内容につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げたとおりでございます。

以上で専決処分の説明を終了させていただきます。

議長(堀部登志雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(堀部登志雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(堀部登志雄君) 討論なしと認めます。

採決いたします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長(堀部登志雄君) 全員賛成。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたします。
